

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会

小売事業者表示判断基準小委員会 最終取りまとめ（平成18年7月5日）抜粋

参考資料2

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会

小売事業者表示判断基準小委員会

最終取りまとめ

民生家庭部門におけるエネルギー消費は、機器単体の効率改善は進んでいるものの、世帯数の増加等の社会構造の変化、ライフスタイルの変化等の要因により堅調に推移しており、省エネルギー機器の更なる普及対策が必要な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、平成18年4月から施行された改正エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の中に、消費者による省エネルギーの取組を促すため、家電機器等の小売事業者に対して、消費者への省エネルギー情報の提供を促すための努力義務規定が整備されたところである。

これを受け、小売事業者表示判断基準小委員会では、小売事業者における表示のあり方等について東京都及び全国省エネラベル協議会などが独自に小売事業者に対する家電製品の省エネラベリング制度を実施してきた活動等を踏まえ審議を行い、小売事業者が取り組むべきガイドラインを取りまとめた。

本ガイドラインは、基本的には店頭販売を行う小売事業者を想定して取りまとめたものであるが、インターネットを用いて機器を販売する小売事業者等においても、本ガイドラインに基づき、省エネルギー機器の普及促進活動に取り組まれることが望まれる。

1 省エネラベリング制度

1-1 基本的考え方

JIS 規格により構築された省エネラベリング制度により、製造事業者又は輸入事業者（以下「製造事業者等」という。）だけでなく、小売事業者においても省エネラベルが表示され、省エネルギー機器の普及促進がなされているところである。

広く小売事業者において本制度による省エネラベルを表示し、省エネルギー機器の普及促進することは重要であることから、小売事業者は省エネラベリング制度による省エネラベルを表示することとする。

1-2 対象となる範囲

JISC9901 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法（以下「JISC9901」という。）、JISS2070 ガス・石油機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（以下「JISS2070」という。）及び JISA4423 電気便座の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（以下「JISA4423」という。）に規定されている適用範囲とする。ただし、中古品は除外することとする。

《対象機器》

- ① エアコンディショナー
- ② 電気冷蔵庫
- ③ 電気冷凍庫
- ④ 蛍光灯を主光源とする照明器具
- ⑤ 電気便座
- ⑥ テレビジョン受信機
- ⑦ 電子計算機
- ⑧ 磁気ディスク装置
- ⑨ ストーブ
- ⑩ ガス調理機器
- ⑪ ガス温水機器
- ⑫ 石油温水機器
- ⑬ 変圧器

1-3 省エネラベリング制度による表示

小売事業者は、JISC9901、JISS2070 及び JISA4423 に基づく省エネルギーラベルを製品本体の近傍に表示することとする。

2 多段階評価制度

2-1 基本的考え方

消費者が機器を購入する際には、省エネラベリング制度により、省エネ基準達成率及びエネルギー消費効率等の情報を入手することができるが、それぞれの機器が市場に供給されている機器の中でどの位置にあるのかは省エネラベリング制度だけでは判断できない。そこで、当該製品が市場に供給されている機器の中でどこに位置付けられているかという多段階評価制度を導入し、小売事業者において表示することとする。

2-2 多段階評価基準の設計方法

多段階評価基準は、以下の原則に基づき設定することとする。

原則1. 評価指標は省エネラベリング制度に基づく省エネ基準達成率を用いることとする。

省エネ基準を多段階で評価するための指標としては、省エネ法に基づくエネルギー消費効率あるいは省エネラベリング制度に基づく省エネ基準達成率の2つが考えられる。しかしながら、以下のことを踏まえると、多段階評価基準の指標は省エネ基準達成率とすることが妥当である。

① トップランナー基準は、市場における消費者の多様なニーズを阻害することが考えられる場合に、製品特性に応じて区分を設定する、又は、関係式により目標基準値を設定することにより、極度に市場をゆがめないように配慮がなされている。

i) エアコンディショナー（家庭用）

冷房能力、室内機の寸法（次期新基準から採用予定）により区分を設定

ii) テレビジョン受信機

表示素子の違い、アスペクト比、画素数、放送形態、付加機能（DVD等）の有無により区分を設定、また、画面サイズによる関係式により基準値を設定

iii) 電気冷蔵庫

貯蔵室、冷却方式、特定技術（真空断熱材、インバーター制御）の有無により区分を設定、また、庫内容積による関係式により基準値を設定

iv) 照明器具

ランプの形状、ランプの出力、点灯方式、安定器により区分を設定

② 省エネラベリング制度では、トップランナー基準達成率とエネルギー消費効率を併記することとし、消費者ニーズに対応しつつ省エネ性の優れた機器を消費者に分かりやすく伝えるとの観点から、トップランナー基準を達成したものを省エネ型製品として、グリーンの省エネ性マークを表示することを認めている。

③ 多段階評価制度については、省エネラベリング制度ではそれぞれの機器が市場に供給されている機器の中でどの程度優れている機器であるかを判断できないことか

ら、その導入の検討しているものであり、省エネラベリング制度と異なる新たな評価指標を導入するものではない。消費者に分かりやすい制度にすることからも、多段階評価制度は省エネラベリング制度と整合性のとれた制度とすることが必要である。

原則2. 「★★★★★」、「★★★★」、「★★★」、「★★」、「★」の5段階で区分することとする。

区分を多数設けると省エネ基準達成率にほとんど違いがないものを評価することとなることから5段階で区分することとする。

また、多段階評価制度に用いるマークは、地方公共団体等において推進されているラベルに用いられている「AAA、AA、A、B、C」ではなく、「★★★★★、★★★★、★★★、★★、★」とすることとする。

これは、今般の多段階評価制度の導入に当たり、トップランナー基準の改定等にも対応できるようにするため、上位3区分に特別の意味を持たせることは無用の混乱を招きかねないことから、均等に5段階の表示とするものである。さらには、「A、B、C、D、E」で表示することも考えられるが、既に「AAA」等の表示によりBは4番目、Cは5番目ということを示す消費者が認識していると考えられるため「A、B、C、D、E」で表示することは、適当ではないと考えられる。

原則3. 「★★★★★」、「★★★★」、「★★★」、「★★」、「★」は、省エネ基準達成率の状況を踏まえ基準を設定することとする。

具体的には以下の順により基準を設定することとする。

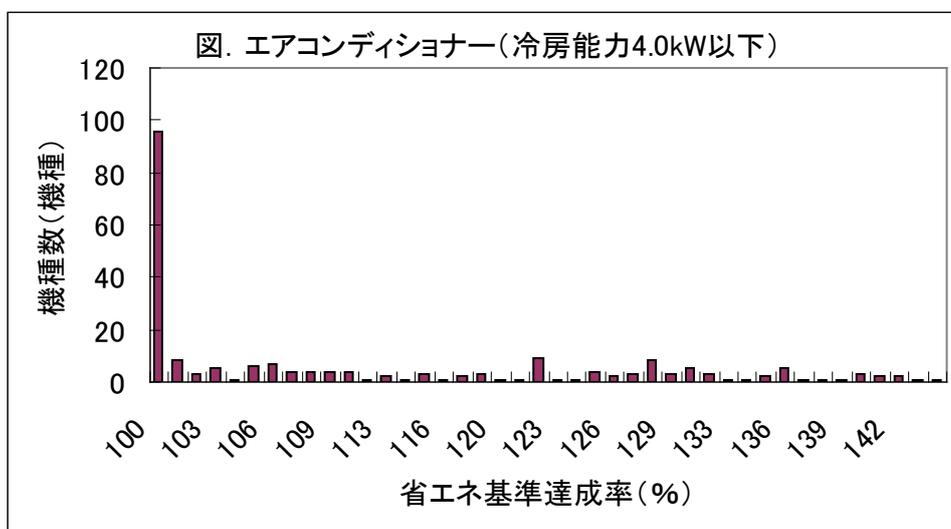
- ア) 市場に供給されている製品の省エネ基準達成率の状況を把握し、省エネ基準を達成している機種割合（2割未満、2割以上4割未満、4割以上6割未満、6割以上の4段階）から、省エネ基準達成率100%の区切り位置を定める。



どの区切り位置を省エネ基準達成率100%とするか検討

- イ) 省エネ基準達成率100%以上の区分については、省エネ基準達成率の最高値と100%との間で区分数により均等に分割して基準を設定する。ただし、特殊な技術により一部の機器の最高値が著しく高くなっているものは除外する。
- ウ) 省エネ基準達成率100%未満の区分については、省エネ基準達成率の最低値と100%との間で区分数により均等に分割して基準を設定する。
-

財団法人省エネルギーセンターが発行している 2005 年冬版の省エネ性能カタログに記載のあるエアコンディショナーについて、機種数と省エネ基準達成率との関係を以下の図に示した。



図に示したとおり、省エネ基準達成率 100%のところに機種数が多く集中している。基本的にその他の機器においても、目標年度近くになるとトップランナー基準近傍に機種が集中することが予想される。

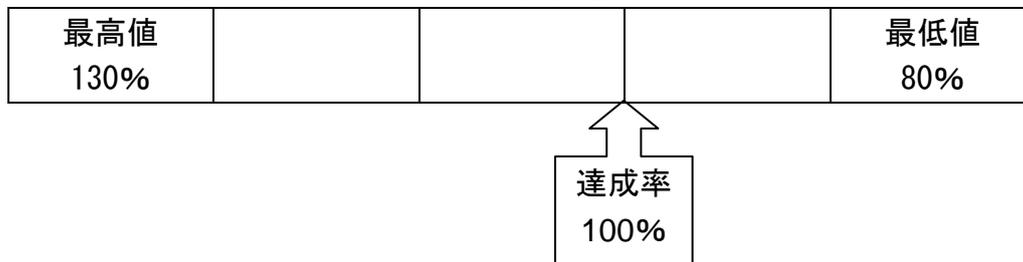
省エネ基準達成率を機種数により均等に割って位置を決定すると省エネ基準達成率 100%の機種が多いために区分の1つは 100%に偏ることが予想される。これは多段階評価基準として好ましくないことから省エネ基準達成率の最高値と 100%との間で区分数により均等に割って基準を設けることとする。

また、省エネラベリング制度では、トップランナー基準達成機種に緑色のマーク、トップランナー基準未達成機種については橙色のマークをそれぞれ表示することにより分かりやすく情報提供している。同一区分にトップランナー基準達成機種と未達成機種が混在すると省エネラベリング制度との関係が不明確になることから混在させないこととする。

具体的な基準設定の方法を以下に示す。

《例1：トップランナー基準達成機種が半数の場合》

- ①トップランナー基準を達成している機種の割合が、4割以上6割未満であることから、トップランナー基準達成率100%の区切り位置を以下のとおり定める。

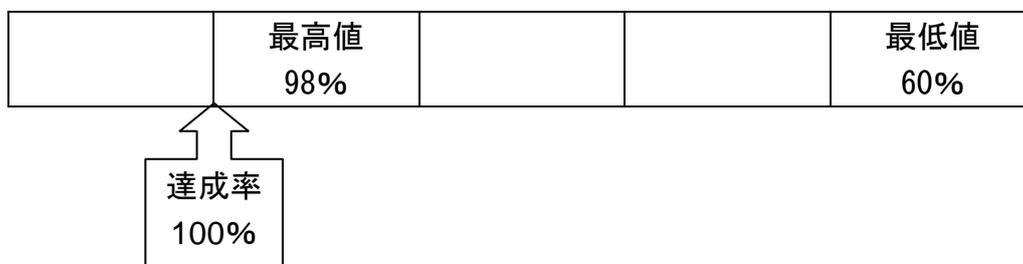


- ②省エネ基準達成率130%と100%との間を3等分、100%と80%との間を2等分し、基準を設定する。

〔達成率で3分割〕			〔達成率で2分割〕	
★★★★★ 120%以上	★★★★ 110%以上 120%未満	★★★ 100%以上 110%未満	★★ 90%以上 100%未満	★ 90%未満

《例2：トップランナー基準達成機種が存在しない場合》

- ①トップランナー基準を達成している機種の割合が、2割未満であることから、トップランナー基準達成率100%の位置を以下のとおり定める。

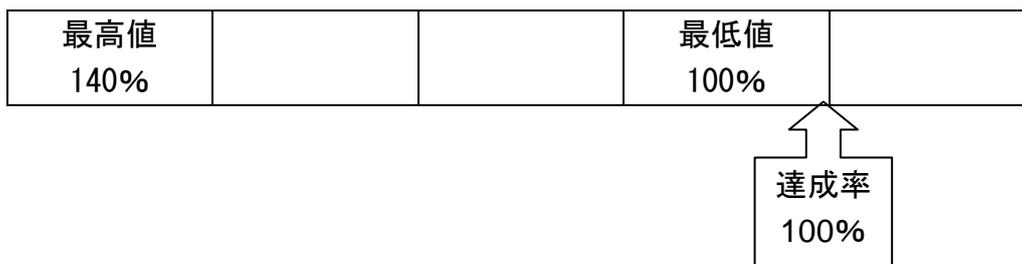


- ②省エネ基準達成率の100%と60%との間を4等分し、基準を設定する。

〔達成率で4分割〕				
★★★★★ 100%以上	★★★★ 90%以上 100%未満	★★★ 80%以上 90%未満	★★ 70%以上 80%未満	★ 70%未満

《例3：トップランナー基準達成機種がほとんどを占める場合》

- ①トップランナー基準を達成している機種の割合が、6割以上なので、トップランナー基準達成率100%の区切り位置を以下のとおり定める。



②省エネ基準達成率の100%と140%との間を4等分し、基準を設定する。

[達成率で4分割]

★★★★★ 130%以上	★★★★★ 120%以上 130%未満	★★★★★ 110%以上 120%未満	★★★ 100%以上 110%未満	★ 100%未満
-----------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------

原則4. 原則として機器毎に1つの基準を設定することとする。なお、トップランナー基準の区分等で効率改善に著しく差が生じている場合には、複数の基準を設定することとする。

基準を多く設定すると複雑になることから、原則として機器毎に1つの基準を設定し簡素化することとする。

ただし、トップランナー基準の区分間で目標年度が異なる場合やトップランナー基準の区分等で著しく差が生じているところに、同一の基準を設けると効率改善が進んでいない区分が不利になることから機器毎に複数の基準を設定することとする。

2-3 対象となる範囲

対象となる範囲は以下の点を踏まえ決定することとする。

- (1) トップランナー基準の対象機器であること。
 - (2) 省エネラベリング制度の対象機器であること。
 - (3) 主に家庭用として使用されるものであること。
 - (4) 機器単体のエネルギー消費量が特に多いと認められるもの。
 - (5) 2-2に記載されている方法により基準を作成した場合に、各区分の省エネ基準達成率の差が概ね5%を超えるもの。
-

上記の考え方を踏まえ、現状では以下の機器のうちトップランナー基準の対象となっており、主に家庭用として使用されるものを対象とする。ただし、中古品は除外することとする。

- ① エアコンディショナー
- ② 電気冷蔵庫
- ③ 蛍光灯のみを主光源とする照明器具
- ④ テレビジョン受信機

なお、トップランナー基準への機器の追加等の状況を踏まえ対象機器の範囲は見直すこととする。

また、現状では、以下の理由によりその他の省エネラベリング制度対象機器については対象外とする。

電子計算機：家庭用で用いられる機器については比較的エネルギー消費量が小さいと考えられる。

磁気ディスク装置：家庭用で用いられる機器については比較的エネルギー消費量が小さいと考えられる。

変圧器：家庭用のものでない。

ガス石油機器：省エネ基準達成率のばらつきが小さいと考えられる。

電気便座：省エネ基準達成率のばらつきが小さいと考えられる。

なお、電気炊飯器、電子レンジ及びDVDレコーダーについては、本年4月にトップランナー基準へ追加されたばかりであることから、市場での動向を見定めてから、上記の考え方を踏まえて検討することとする。

3 目安年間エネルギー使用料金等

3-1 基本的考え方

年間消費電力量等のエネルギー消費効率、機器の省エネ性能を表す指標としては適当であるが、必ずしも消費者にとって分かりやすいものではない。そこで、消費者が省エネ効果を最も実感できる使用料金等の光熱費を小売事業者において表示することとする。また、目安年間エネルギー使用料金等は、実際の使用時と異なる場合もあることから、目安年間エネルギー使用料金等の算出に当たっての前提条件を、注意事項としてあわせて情報提供することとする。

目安年間エネルギー使用料金等の表示に当たっては、1年間や10年間等の複数年度で表示することが考えられるが、平均使用年数を特定できない場合があることや性能劣化により10年間同じ効率を保てないことなどが考えられることから、1年間の目安年間エネルギー使用料金等を表示することとする。

さらに、目安年間エネルギー使用料金と販売価格とを合計した価格を表示することについては、販売価格は日々更新され、小売事業者におけるラベルの張り替えの対応が困難になると考えられることから、目安年間エネルギー使用料金単体で表示することとする。

また、灯油価格やガス価格は、原料価格の影響を直接受けることから、期間の価格変動が大きく、供給会社間の価格差が大きいため、ガス石油機器の年間エネルギー使用料金を表示することは、正確さを欠くとともに、価格表示の本来の目的が損なわれ消費者の信頼を失うことになりかねない。このため、ガス石油機器については、目安年間エネルギー使用量を表示することとする。

なお、家電製品の目安年間エネルギー使用料金及び注意事項は、財団法人省エネルギーセンターに設けられた「家電製品販売事業者表示制度検討会」（座長：小田哲治 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科電気工学専攻教授）における検討結果を活用した。また、ガス・石油機器の目安年間エネルギー使用量及び注意事項については、「ガス石油機器販売事業者表示制度検討会」（座長：秋鹿研一 財団法人理工学振興会専務理事）における検討結果を活用した。

3-2 対象となる範囲

対象となる範囲は以下の点を踏まえ決定することとする。

-
- (1) トップランナー基準の対象機器であること。
 - (2) 主に家庭用として使用されるものであること。
 - (3) 目安年間エネルギー使用料金等の算出方法が存在すること。
-

上記の考え方を踏まえ、現状では以下の機器のうちトップランナー基準の対象となっており、主に家庭用として使用されるものを対象とする。ただし、中古品は除外することとする。

なお、トップランナー基準への機器の追加等の状況を踏まえ対象機器の範囲は見直すこととする。

《目安エネルギー使用料金表示対象機器》

- ① エアコンディショナー
- ② 電気冷蔵庫
- ③ 電気冷凍庫
- ④ ジャー炊飯器
- ⑤ 電子レンジ
- ⑥ 蛍光灯を主光源とする照明器具
- ⑦ 電気便座
- ⑧ テレビジョン受信機
- ⑨ VTR
- ⑩ DVDレコーダー

《目安年間エネルギー使用量表示対象機器》

- ⑪ ガス調理機器
- ⑫ ガス温水機器（ガス暖房機器を除く）
- ⑬ 石油温水機器（暖房用のものを除く）

また、現状では、以下の理由によりその他のトップランナー基準対象機器については対象外とする。

乗用自動車：燃費（km/L）を既に表示している。

貨物自動車：燃費（km/L）を既に表示している。

電子計算機：目安年間エネルギー使用料金を算出することができない。

磁気ディスク装置：目安年間エネルギー使用料金を算出することができない。

複写機：家庭用のものでない。

ストーブ：エアコンディショナーと暖房負荷等が異なっており消費者に誤解を与える可能性がある。

自動販売機：家庭用のものでない。

変圧器：家庭用のものでない。

3-3 目安年間エネルギー使用料金等の表示方法

(1) エアコンディショナー

エアコンディショナーの小売事業者は、①に掲げる方法により算出したエアコンディショナーの目安年間エネルギー使用料金（以下「使用料金」という。）を有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、エアコンディショナーの使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、「JISC9612（ルームエアコンディショナ）附属書3」に基づき算出した期間消費電力量（kWh/年）に22円を乗じたものとする。

②注意事項

年間使用料金は、以下の条件のもとに運転した時の期間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものです。外気温度のほかに、設定温度、使用時間、住宅性能、部屋の広さ等の実際の使用条件や電力会社等により年間使用料金が異なります。

- ・ 外 気 温 度：東京をモデルとしています。
- ・ 室内設置温度：冷房時 27℃/暖房時 20℃
- ・ 期 間：冷房期間 3.6ヶ月（6月2日～9月21日）
暖房期間 5.5ヶ月（10月28日～4月14日）
- ・ 使用時間：6:00～24:00の18時間
- ・ 住 宅：平均的な木造住宅（南向）
- ・ 部屋の広さ：表1を参照ください。

表1 冷房能力（kW）に対する部屋の広さの目安

冷房能力 ラ ン ク (kW)	～2.2	2.5	2.8	～3.6	～4.5	5.0	5.6	6.3	7.1	8.0	9.0	10.0
畳数（畳）	6	8	10	12	14	16	18	20	23	26	29	32

年間使用料金は東京の外気温度をモデルとしています。地域ごとの外気温度モデルに基づく年間使用料金は、表2の地域係数が補正の目安となります。

表2 エアコンディショナーの地域係数

地域	東京	札幌	盛岡	秋田	仙台	新潟	前橋	松本	富山	静岡	名古屋	大阪	米子	広島	高松	高知	福岡	熊本	鹿児島	那覇
地域係数 冷房専用機	1.0	0.1	0.4	0.4	0.4	0.7	0.8	0.4	0.7	0.9	1.2	1.6	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.6	1.4	2.2
地域係数 冷暖兼用機	1.0	3.1	2.3	1.9	1.6	1.5	1.4	2.0	1.5	0.8	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	1.0	0.6

寒冷地においてエアコンの暖房能力が不足する場合は、エアコン以外の補助暖房（電熱ヒーター）の消費電力量を加算しています。

（２）電気冷蔵庫

電気冷蔵庫の小売事業者は、①に掲げる方法により算出した電気冷蔵庫の使用料金を有効数字３桁（ただし、１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、電気冷蔵庫の使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（年間消費電力量）（kWh/年）

Z：目安電気料金単価 22（円/kWh）

②注意事項

年間使用料金は、電気冷蔵庫の平均的な使用実態（周囲温度 30℃及び 15℃、冷蔵室の扉開閉 35 回/日等）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に 22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

(3) 電気冷凍庫

電気冷凍庫の小売事業者は、①に掲げる方法により算出した電気冷凍庫の使用料金を有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、電気冷凍庫の使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（年間消費電力量）（kWh/年）

Z：目安電気料金単価 22（円/kWh）

②注意事項

年間使用料金は、電気冷凍庫の平均的な使用実態（周囲温度 30℃及び 15℃、冷凍室の扉開閉 8 回/日等）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に 22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

(4) ジャー炊飯器

ジャー炊飯器の小売事業者は、①に掲げる方法により算出したジャー炊飯器の使用料金を有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、ジャー炊飯器の使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（年間消費電力量）（kWh/年）

Z：目安電気料金単価 22（円/kWh）

②注意事項

年間使用料金は、炊飯器の最大炊飯容量ごとの平均的な使用実態（表参照）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

表 最大炊飯容量ごとの平均的な使用実態

最大炊飯容量 （L）	炊飯回数 （回/年）	1回あたりの 炊飯（保温） 精米質量 （g）	保温時間 （時間/年）	タイマー 予約時間 （時間/年）	待機時間 （時間/年）
0.54 以上 0.99 未満	290	300 （2合相当）	920	750	2,760
0.99 以上 1.44 未満	340	450 （3合相当）	1,540	1,190	2,990
1.44 以上 1.80 未満	390	600 （4合相当）	2,180	1,880	1,210
1.80 以上	350		2,420	1,000	2,150

（5）電子レンジ

電子レンジの小売事業者は、①に掲げる方法により算出した電子レンジの使用料金を有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、電子レンジの使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（年間消費電力量）（kWh/年）

Z：目安電気料金単価 22（円/kWh）

②注意事項

年間使用料金は、電子レンジの平均的な使用実態（表参照）、オープン機能の年間あたりの平均加熱回数 31（回/年）及び年間あたりの待機時間 6400（時間/年）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に 22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

表 電子レンジ機能の平均的な使用実態

加熱メニュー	実容器の種類	1回あたりの加熱質量（g）	年間あたりの加熱回数（回/年）
①冷蔵食品の加熱	大皿・丼（陶器）	285	363
②冷凍食品の加熱	大皿・丼（陶器）	285	99
③生ものの解凍	大皿・丼（陶器）	245	55
④冷蔵食品の加熱	中皿・茶碗（陶器）	125	314
⑤冷凍食品の加熱	中皿・茶碗（陶器）	125	115
⑥生ものの解凍	中皿・茶碗（陶器）	125	13
⑦飲み物の加熱	コップ（ガラス）	185	205

（6）蛍光灯のみを主光源とする照明器具

蛍光灯のみを主光源とする照明器具の小売事業者は、①に掲げる方法により算出した蛍光灯のみを主光源とする照明器具の使用料金を有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、蛍光灯のみを主光源とする照明器具の使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = (P \times t) \times Z / 1000$$

この式において、P、t及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P：消費電力（W）

t：年間点灯時間 2000（h）

Z：目安電気料金単価 22（円/kWh）

②注意事項

年間使用料金は一般家庭での1日あたりの平均点灯時間約5.5時間を基準に算出した年間消費電力量(kWh/年)に22(円/kWh)を乗じたものであり、各御家庭の年間点灯時間や電力会社等によって異なります。

(7) 電気便座

電気便座の小売事業者は、①に掲げる方法により算出した電気便座の使用料金を有効数字3桁(ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。)で製品本体の近傍に表示することとする。

また、電気便座の使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：省エネ法に基づくエネルギー消費効率(年間消費電力量)(kWh/年)

Z：目安電気料金単価22(円/kWh)

②注意事項

年間使用料金は4人家族で1日あたり12回使用した場合を基準に算出した年間消費電力量(kWh/年)に22(円/kWh)を乗じたものであり、各御家庭の周囲温度、設定温度、節電機能や電力会社等によって異なります。

(8) テレビジョン受信機

テレビジョン受信機の小売事業者は、①に掲げる方法により算出したテレビジョン受信機の使用料金を有効数字3桁(ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。)で製品本体の近傍に表示することとする。

また、テレビジョン受信機の使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（年間消費電力量）（kWh/年）

Z：目安電気料金単価 22（円/kWh）

②注意事項

年間使用料金は一般家庭での1日あたりの平均視聴時間（4.5時間）及び平均待機時間（19.5時間）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の年間視聴時間や電力会社等によって異なります。

（9）ビデオテープレコーダー

ビデオテープレコーダーの小売事業者は、①に掲げる方法により算出したビデオテープレコーダーの使用料金を有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、ビデオテープレコーダーの使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = [P_d + (P_t \times 23)] \times 365 \times Z / 1000$$

この式において、 P_d 、 P_t 及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d ：電気用品安全法に基づく表示値（消費電力）（W）

P_t ：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（待機時消費電力）（W）

Z：目安電気料金単価 22（円/kWh）

②注意事項

年間使用料金は一般家庭での1日あたりの平均動作時間（1時間）及び平均待機時間（23時間）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画、再生時間や電力会社等によって異なります。

(10) DVDレコーダー

DVDレコーダーの小売事業者は、①に掲げる方法により算出したDVDレコーダーの使用料金を有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、DVDレコーダーの使用料金の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用料金の算出方法

使用料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{使用料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（年間消費電力量）（kWh/年）

Z：目安電気料金単価 22（円/kWh）

②注意事項

i) HDDのみを有するもの、HDD及びVTRを有するもの

年間使用料金は、一般家庭での1日あたりの平均HDD録画時間（2時間）、平均HDD再生時間（1時間）、平均DVD動作時間（0.5時間）、平均待機時間（20.5時間）及び年間電子番組取得時間を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画時間、再生時間及び電力会社等によって異なります。

ii) VTRのみを有するもの

年間使用料金は、一般家庭での1日あたりの平均DVD動作時間（2時間）、平均VTR動作時間（1時間）、平均待機時間（21時間）及び年間電子番組取得時間を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画時間、再生時間及び電力会社等によって異なります。

(11) ガス調理機器

ガス調理機器の小売事業者は、①に掲げる方法により算出したガス調理機器の目安年間エネルギー使用量（以下「使用量」という。）を有効数字3桁（ただし、小数点以下1桁未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。なお、①により算出されるこんろ部、グリル部及びオーブン部の使用量をそれぞれ表示することができることとする。

また、ガス調理機器の使用量の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用量の算出方法

使用量は、以下に基づき算出したコンロ部、グリル部、オープン部における使用量を合計したものとする。

i) コンロ部の算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E_{1(\text{都市ガス})} = 3040 / \eta$$

$$E_{1(\text{LPG})} = 1340 / \eta$$

この式において、 $E_{1(\text{都市ガス})}$ 、 $E_{1(\text{LPG})}$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{1(\text{都市ガス})}$: 使用量 (都市ガス : $\text{m}^3/\text{年}$)

$E_{1(\text{LPG})}$: 使用量 (液化石油ガス (LPG) : $\text{m}^3/\text{年}$)

η : 省エネ法に基づくエネルギー消費効率 (%)

ii) グリル部の算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E_{2(\text{都市ガス})} = 0.0164 \times a$$

$$E_{2(\text{LPG})} = 0.00723 \times a$$

この式において、 $E_{2(\text{都市ガス})}$ 、 $E_{2(\text{LPG})}$ 及び a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{2(\text{都市ガス})}$: 使用量 (都市ガス : $\text{m}^3/\text{年}$)

$E_{2(\text{LPG})}$: 使用量 (LPG : $\text{m}^3/\text{年}$)

a : 省エネ法に基づくエネルギー消費効率 (Wh)

iii) オープン部の算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E_{3(\text{都市ガス})} = 0.00376 \times b$$

$$E_{3(\text{LPG})} = 0.00166 \times b$$

この式において、 $E_{3(\text{都市ガス})}$ 、 $E_{3(\text{LPG})}$ 及び b は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{3(\text{都市ガス})}$: 使用量 (都市ガス : $\text{m}^3/\text{年}$)

$E_{3(\text{LPG})}$: 使用量 (LPG : $\text{m}^3/\text{年}$)

b : 省エネ法に基づくエネルギー消費効率 (Wh)

②注意事項

年間エネルギー使用量は一世帯 3 人家族を基準としていますが、家族の構成人員等によって異なります。

グリル部及びオーブン部の年間使用回数は、それぞれ 209 回及び 48 回を基準としています。

(12) ガス温水機器

ガス温水機器（ただし、ガス暖房機器を除く。）の小売事業者は、①に掲げる方法により算出したガス温水機器の使用量を有効数字 3 桁（ただし、小数点以下 1 桁未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、ガス温水機器の使用量の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用量の算出方法

i) ガス瞬間湯沸器（自然通気式）の算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E_{\text{(都市ガス)}} = 8560 / \eta$$

$$E_{\text{(LPG)}} = 3780 / \eta$$

この式において、 $E_{\text{(都市ガス)}}$ 、 $E_{\text{(LPG)}}$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$E_{\text{(都市ガス)}} : \text{使用量 (都市ガス : m}^3\text{/年)}$$

$$E_{\text{(LPG)}} : \text{使用量 (LPG : m}^3\text{/年)}$$

$$\eta : \text{省エネ法に基づくエネルギー消費効率 (\%)}$$

ii) ガス瞬間湯沸器（強制通気式）の算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E_{\text{(都市ガス)}} = 33100 / \eta$$

$$E_{\text{(LPG)}} = 14600 / \eta$$

この式において、 $E_{\text{(都市ガス)}}$ 、 $E_{\text{(LPG)}}$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$E_{\text{(都市ガス)}} : \text{使用量 (都市ガス : m}^3\text{/年)}$$

$$E_{\text{(LPG)}} : \text{使用量 (LPG : m}^3\text{/年)}$$

$$\eta : \text{省エネ法に基づくエネルギー消費効率 (\%)}$$

iii) ガスふろがま（給湯付のもの以外）の算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E_{\text{(都市ガス)}} = 12000 / \eta$$

$$E_{\text{(LPG)}} = 5320 / \eta$$

この式において、 $E_{\text{(都市ガス)}}$ 、 $E_{\text{(LPG)}}$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{\text{(都市ガス)}}$: 使用量（都市ガス : $\text{m}^3/\text{年}$ ）

$E_{\text{(LPG)}}$: 使用量（LPG : $\text{m}^3/\text{年}$ ）

η : 省エネ法に基づくエネルギー消費効率（%）

iv) ガスふろがま（給湯付のもの：自然通気式（16号未満）及び強制通気式（16号未満））の算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E_{\text{(都市ガス)}} = 20500 / \eta$$

$$E_{\text{(LPG)}} = 9060 / \eta$$

この式において、 $E_{\text{(都市ガス)}}$ 、 $E_{\text{(LPG)}}$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{\text{(都市ガス)}}$: 使用量（都市ガス : $\text{m}^3/\text{年}$ ）

$E_{\text{(LPG)}}$: 使用量（LPG : $\text{m}^3/\text{年}$ ）

η : 省エネ法に基づくエネルギー消費効率（%）

v) ガスふろがま（給湯付のもの：自然通気式（16号以上）及び強制通気式（16号以上））の算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E_{\text{(都市ガス)}} = 33100 / \eta$$

$$E_{\text{(LPG)}} = 14600 / \eta$$

この式において、 $E_{\text{(都市ガス)}}$ 、 $E_{\text{(LPG)}}$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{\text{(都市ガス)}}$: 使用量（都市ガス : $\text{m}^3/\text{年}$ ）

$E_{\text{(LPG)}}$: 使用量（LPG : $\text{m}^3/\text{年}$ ）

η : 省エネ法に基づくエネルギー消費効率（%）

②注意事項

エネルギー使用量は、一世帯3人家族を基準としていますが、家族の構成人員等によって異なります。

給水温度は年平均 15°C とし、給湯温度は 40°C に換算しています。

(13) 石油温水機器

石油温水機器（ただし、暖房用のもを除く。）の小売事業者は、①に掲げる方法により算出した石油温水機器の使用量を有効数字3桁（ただし、小数点以下1桁未満の端数があるときは、これを四捨五入した値。）で製品本体の近傍に表示することとする。

また、石油温水機器の使用量の表示に当たっては、販売場所に②に掲げる注意事項についてもあわせて情報提供することとする。

①使用量の算出方法

i) 給湯用のものの算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E = 41200 / \eta$$

この式において、E及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：使用量（L/年）

η ：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（%）

ii) 浴用のものの算出式

使用量は、次式に基づき算出することとする。

$$E = 15000 / \eta$$

この式において、E及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：使用量（L/年）

η ：省エネ法に基づくエネルギー消費効率（%）

②注意事項

エネルギー使用量は、一世帯3人家族を基準としていますが、家族の構成人員等によって異なります。

給水温度は年平均15℃とし、給湯温度は40℃に換算しています。

4 統一省エネラベルの作成方針

多段階評価制度により表示する機種については、多段階評価基準、省エネラベリング制度及び目安年間エネルギー使用料金等を組み合わせた統一小売省エネ推進ラベル（以下「統一省エネラベル」という。）により表示することとする。

統一省エネラベルの作成に当たっての基本的な考え方及びラベルのイメージは以下のとおりである。

- (1) 基準の切り替えに配慮するため、多段階評価基準を作成した年度を記載する。
- (2) 星を5つ記載し、当該機器のランクの星を塗る。
- (3) トップランナー基準の達成・未達成を明確にするためグリーンラベルとオレンジラベルの位置を記載する。
- (4) メーカー名及び機種名を記載する。
- (5) 省エネルギーラベルを記載する。
- (6) 当該機器の目安年間エネルギー使用料金を記載する。

※電気冷蔵庫のノンフロン製品については、ノンフロンマークを表示する。

具体的なラベルのイメージは以下のとおりである。また、大きさは100mm×110mmのほか80×90mm及び50×55mmのものを準備することとする。



5 表示の切り替え

5-1 多段階評価に関する表示の切り替え

表1にエアコンディショナーのエネルギー消費効率の変遷を示した。多段階評価の基準が硬直的であると、モデルチェンジによる効率改善によって全体の分布が上位区分に偏ることが予想されることから定期的に基準を改正することとする。改正する期間は、将来のエネルギー消費効率の改善が予想できないことから基準設定時の全体におけるトップランナー基準達成機器の機種割合と比較して、ある時点の全体におけるトップランナー基準達成機器の機種割合が3割以上増えた場合等の状況を踏まえ決定することとする。(例：基準策定時全体の1割がトップランナー基準達成機器であったものから、ある時点で全体の4割がトップランナー基準達成機器となった場合)

しかしながら、基準を過度に改正すると小売事業者による表示切り替え作業が膨大となることから少なくとも、多段階評価基準施行後1年以上経過した後に基準を改正することとする。

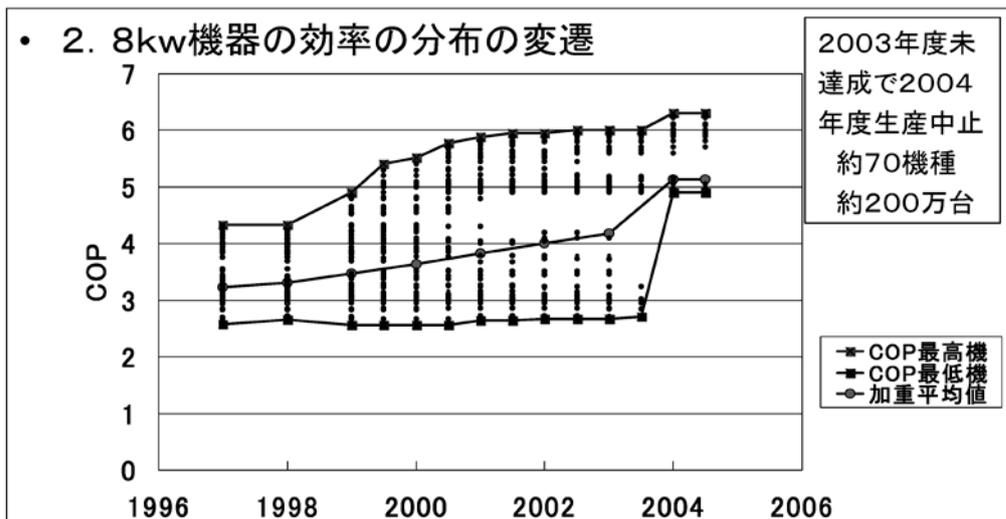
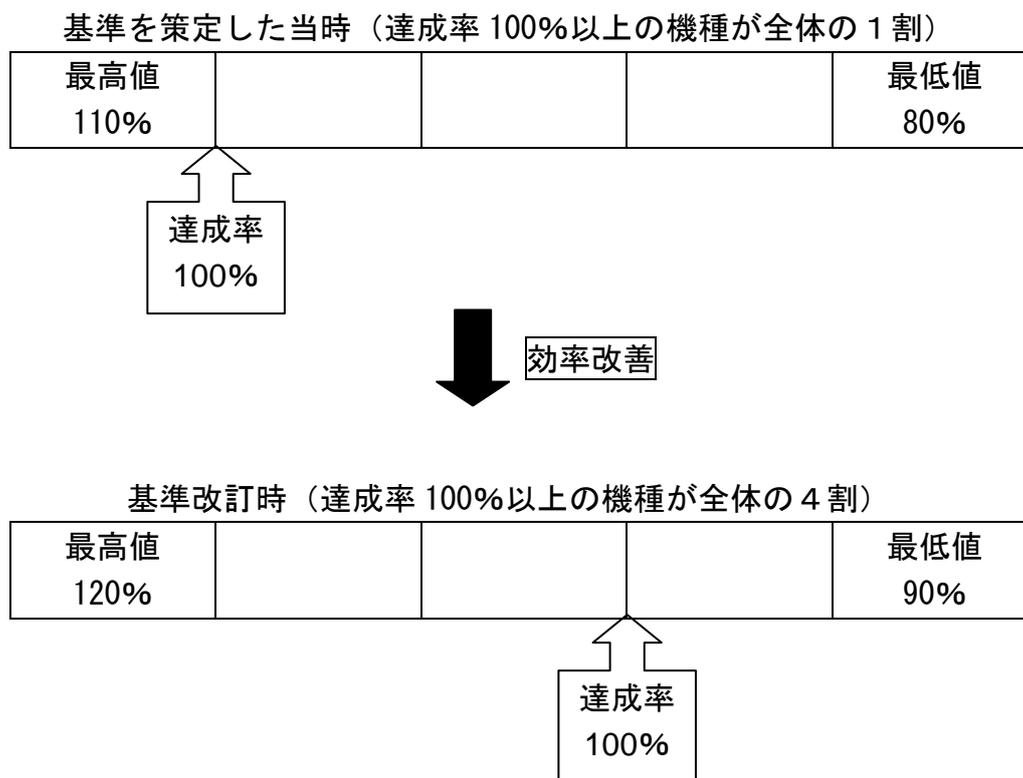


図1 エアコンディショナーの効率の変遷

(例：多段階評価基準改定のタイミング)



5-2 トップランナー基準の改正に伴う表示事項の切り替えについて

(1) 法定表示事項について

省エネ法等に基づく表示事項等については、告示施行後 1 年間従前の例により表示することができることとする。

省エネ法（または家庭用品品質表示法）では、エネルギー消費効率等をカタログ等に表示することを義務付けている。トップランナー基準の改正において、エネルギー消費効率の定義が変更された場合には、製造事業者等の表示すべき事項が変更されることになる。告示が施行されたとしても、製造事業者等は、カタログ等の印刷に相当程度時間を要することから、表示事項等は、告示施行後 1 年間従前の例により表示することができることとする。

(2) 省エネラベリング制度について

トップランナー基準が改正され、新トップランナー基準に基づきエネルギー消費効率等を表示する場合には、新トップランナー基準に基づく省エネラベルを表示することとする。

ただし、トップランナー基準改正後1年間は、新トップランナー基準に基づく省エネラベルを表示している場合に限り、旧トップランナー基準を達成している旨の表示を行うことができることとする。

省エネラベリング制度でのエネルギー消費効率は、「省エネ法第18条第1項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定めた測定方法によって得られた数値。」と定義されている。旧トップランナー基準は、新トップランナー基準の目標年度前年度まで継続されることから、新基準の目標年度前年度までどちらのラベルを使用してもよいこととなる。

しかし、新・旧トップランナー基準による省エネラベルが混在すると消費者に対し混乱を招くことから、省エネ法（または品表法）に基づく告示施行後は、基本的に新トップランナー基準に基づく省エネラベルを表示することとする。

表示義務の移行期間においては、エネルギー消費効率等の表示が順次変更されることから、これらの変更にあわせて省エネラベルを変更することとする。

また、エネルギー消費効率等の表示移行期間については、表示の切り替えを促進する観点から、カタログに旧トップランナー基準を達成している旨を表示することが必要である。

(3) 多段階評価制度について

トップランナー基準が改正され、新トップランナー基準による省エネラベルを表示する場合には、新多段階評価基準に基づき表示することとする。

ただし、トップランナー基準改正後1年間は、旧トップランナー基準による省エネラベルを表示する場合には、旧多段階評価基準に基づき表示することができることとする。

トップランナー基準が改正され、新トップランナー基準による省エネラベルを表示する場合には、新多段階評価基準により表示することとする。トップランナー基準改正後1年間は、旧トップランナー基準による省エネラベルを表示する場合には、旧多段階評価基準により表示することができることとする。

(4) 目安年間エネルギー使用料金等の表示について

トップランナー基準が改正され、エネルギー消費効率の定義が変更された場合には、新算出方法に基づく目安年間エネルギー使用料金等を表示することとする。

ただし、トップランナー基準改正後1年間は、旧算出方法に基づく目安年間エネルギー使用料金等を表示することができることとする。

トップランナー基準が改正され、エネルギー消費効率の定義が変更された場合には、目安年間エネルギー使用料金等の算出方法も変更することとなる。

目安年間エネルギー使用料金等は、省エネ法に基づくエネルギー消費効率を用いて算出していることから、エネルギー消費効率の情報が入手できなければ算出することができない。そこで、トップランナー基準施行後1年間は、旧算出方法に基づく目安年間エネルギー使用料金等を表示することができることとする。

6 小売事業者への情報提供

多段階評価制度及び目安年間エネルギー使用料金等の表示制度を実効的なものとするためには、小売事業者に対し適切に情報提供を行い、小売事業者が円滑に表示を行える体制を整えることが重要である。

このため、統一省エネラベルについては、政府（委託を受けて事業を実施する者を含む。以下同じ。）において、小売事業者がメーカー名と機種名を入力すると統一省エネラベルを出力することができるデータベースを構築することとする。小売事業者はこのデータベースを活用して統一省エネラベルを作成し、本体の近傍に表示することとする。

目安年間エネルギー使用料金等のみを表示する機器についても、政府において、データベースを構築することとする。小売事業者は、このデータベースを活用して各製品の目安年間エネルギー使用料金等を確認し、POP（店頭で本体価格等の商品情報を表示するもの）等に表示するものとする。

また、これらのデータベースの整備、情報提供については、新製品についてもその販売前までに情報提供を行うこととする。このため、製造事業者等は自社製品について、その販売前までに政府へのデータ提供を行うよう努めることとする。

なお、特定販売店向けの製品等については、製造事業者等から直接小売事業者に対し情報提供することとする。

7 多段階評価制度及び目安年間エネルギー使用料金等の表示開始時期

トップランナー基準の見直しが順次行われていることから、基準切り替えによる混乱を避けるためにも、多段階評価制度の対象機器の新基準が出そろった時点で制度の運用を開始することが望ましい。

(参考) トップランナー基準の見直し状況

- ・ テレビジョン受信機への液晶、プラズマテレビの追加（本年4月施行）
- ・ エアコン、電気冷蔵庫の新基準の策定（本年秋施行予定）

また、既に地方公共団体の条例等で実施されていることから、多段階評価制度及び目安年間エネルギー使用料金等の表示開始時期については、これに配慮する必要がある。

そこで、本制度は平成18年秋を目処に制度の運用を開始することとする。

ただし、蛍光灯のみを主光源とする照明器具については、平成18年度にトップランナー基準の見直しが行われる予定であることから、新トップランナー基準の策定後に多段階評価基準の対象とする。

8 省エネルギーに向けた提言

(1) 使用者の取組

- ①「省エネラベル」、「統一省エネラベル」及び「目安年間エネルギー使用料金等」の情報を有効に利用し、省エネ性能の優れた機器の選択に努めること。
- ②機器のライフサイクルを考えて、使用を終えるまでの環境負荷に配慮し、省エネ性能の優れた機器の選択に努めること。
- ③機器の使用に当たっては、適切かつ効率的な使用によりエネルギーの削減に努めること。

(2) 小売事業者の取組

- ①省エネ性能の優れた機器の販売に努めるとともに、「省エネラベル」、「統一省エネラベル」及び「目安年間エネルギー使用料金等」を表示し、使用者が省エネ性能の優れた機器を選択するよう適切な情報の提供に努めること。
- ②「統一省エネラベル」等に記載される多段階評価基準及び目安年間エネルギー使用料金等の性質を理解し、消費者に正しく情報提供し、使用者のニーズにあった省エネ型製品の販売に努めること。
- ③「省エネラベル」、「統一省エネラベル」及び「目安年間エネルギー使用料金等」に記載されている事項に留まらず、使用方法によるエネルギー消費量に与える影響や購入価格と後々かかる光熱費をトータルで比較することを促すような省エネルギー情報についても積極的に提供するよう努めること。
- ④店舗の省エネ等省エネ型製品の普及以外の省エネにも積極的に取り組むよう努めること。
- ⑤インターネットを用いて機器を販売する小売事業者、設置施工業者等店頭販売を行わない小売事業者においても「統一省エネラベル」及び「統一省エネラベル」に記載されている情報等を積極的に活用し、省エネルギー機器の普及促進活動に取り組むよう努めること。

(3) 製造事業者等の取組

- ①製品の省エネルギー化のための技術開発を促進し、省エネ性能の優れた製品の開発に努めること。
- ②省エネ性能の優れた製品の普及を図る観点から、「省エネラベル」の導入の徹底に努めること。なお、省エネラベルの表示に当たっては、使用者等に分かりやすく誤解を与えないよう配慮した表示に努めること。
- ③政府が提供するデータベースに製品情報を積極的に登録することに努めること。
- ④小売事業者に対して、「統一省エネラベル」に記載されている情報等機器の省エネに関する情報を積極的に提供するよう努めること。

(4) 政府の取組

- ①「省エネラベル」を始め、「統一省エネラベル」及び「目安年間エネルギー使用料金等」の普及を図る観点から、使用者及び小売事業者等の取組を促進すべく、地方公共団体等と連携し、普及啓発等の必要な措置を講ずるよう努めること。
- ②「省エネラベル」を始め、「統一省エネラベル」及び「目安年間エネルギー使用料金等」の普及が促進されるよう、省エネ型製品普及推進優良店制度の見直しに努めること。
- ③「統一省エネラベル」等の制度について、定期的に検証を行い、必要に応じ見直しを行うよう努めること。
- ④省エネルギーを積極的に推進する地方公共団体等とも定期的に意見交換を実施し、協力して「統一省エネラベル」を推進するよう努めること。
- ⑤省エネ機器の普及のみにとどまらず、機器の使い方等による省エネについても積極的に広報するよう努めること。

（５）地方公共団体等の取組

- ①省エネに係るラベルを推進している地方公共団体等は、各地域において統一省エネラベルの普及促進活動に努めること。
- ②政府等関係機関とも連携し省エネ型製品の普及促進活動に努めること。

（６）地域レベルでのパートナーシップの構築

- ①使用者（消費者）、小売事業者、製造事業者等、政府、地方公共団体等の各主体及び協力可能な消費者団体・環境NPO等の民間団体が「顔」が見える関係の中で連携・協力していくことが重要である。そのため、各主体並びに民間団体は都道府県等の地域レベルにおいてパートナーシップ型組織を結成する等により、「統一省エネラベル」の普及等、機器の使用に関わる省エネルギーをより効果的に推進していくことが望ましい。

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会
小売事業者表示判断基準小委員会
開催経緯

第1回小委員会（平成17年12月21日）

- ・小売事業者表示判断基準小委員会の公開について
- ・トップランナー基準の概要について
- ・省エネラベリング制度の概要について
- ・全国省エネラベル協議会の推進する「省エネラベル」の運用形態について
- ・東京都省エネラベリング制度の概要について
- ・小売事業者における省エネルギー情報の提供のあり方について（論点整理）

第2回小委員会（平成18年2月9日）

- ・多段階評価制度の表示のあり方について
- ・標準年間エネルギー使用料金等の表示のあり方について
- ・表示の切り替えについて

第3回小委員会（平成18年3月1日）

- ・統一省エネラベルの作成方針について
- ・多段階評価制度について
- ・10年間の電気代表示等について
- ・標準年間エネルギー使用料金等の対象範囲について
- ・表示の切り替えについて
- ・統一省エネラベル等の運用等について
- ・省エネルギーに向けた提言について

第4回小委員会（平成18年4月5日）

- ・取りまとめ（案）について

第5回小委員会（平成18年6月21日）（書面審議）

- ・取りまとめ（案）に対する意見及び取りまとめについて

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会
小売事業者表示判断基準小委員会委員名簿

委員長	秋鹿 研一	財団法人理工学振興会専務理事
委員	伊東 真吾	京都省エネラベル協議会事務局長
	岩井 明彦	株式会社ヤマダ電機上席執行役総務部長
	岩船 由美子	株式会社住環境計画研究所主任研究員
	大内 孝典	全国電機商業組合連合会常務理事
	大関 彰一郎	財団法人省エネルギーセンター環境技術本部長
	鎌田 環	独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役
	上浦 明	財団法人家電製品協会技術部長
	木村 尊彦	東京都環境局都市地球環境部計画調整課長
	中尾 秀樹	温水洗浄便座協議会業務課長
	西尾 チヅル	筑波大学ビジネス科学研究科教授
	堀越 雄	株式会社ビックカメラ取締役商品本部長
	前田 純一	社団法人日本ガス石油機器工業会省エネ対応委員会委員長
	松本 秀男	社団法人日本冷凍空調工業会企画部長
	三浦 敏雄	株式会社エディオン商品統括本部マーケティング本部長
	三浦 佳子	財団法人日本消費者協会広報部長
	渡辺 達朗	学校法人専修大学商学部教授